

令和 6 年 度
長崎県石油コンビナート等総合防災訓練

実 施 概 要 (案)

日時：令和 6 年 1 1 月 7 日 (木)
9 : 4 5 ~ 1 2 : 2 0

場所：松浦市福島町塩浜免
九州液化瓦斯福島基地及び周辺海上

令和6年度長崎県石油コンビナート等総合防災訓練 次 第

9時45分 開 式

国旗掲揚
訓練開始報告
訓練本部長あいさつ
訓練想定発表

10時00分 訓練開始

12時00分 訓練終了

12時10分 閉 式

訓練終了報告
現地本部長講評
国旗降納

12時20分 解 散

訓練実施要綱

1 目的

石油コンビナート等特別防災区域（福島地区）における「ガス漏洩及びタンク火災、タンカー火災、土砂崩れ等の災害」が発生した場合を想定し、緊急連絡及び応急対策の迅速、円滑な実施並びに防災関係機関、特定事業所員の防災意識の高揚を図る。

2 訓練日時

令和6年11月7日（木） 9時45分～12時20分

3 訓練場所

福島地区石油コンビナート等特別防災区域
九州液化瓦斯福島基地及び周辺海上

4 主催

長崎県石油コンビナート等防災本部

5 訓練組織

- (1) 長崎県石油コンビナート等防災訓練本部
 - 訓練本部長 長崎県知事
 - 訓練本部員 長崎県石油コンビナート等防災本部員
- (2) 長崎県石油コンビナート等現地訓練本部
 - 現地訓練本部長 松浦市長
 - 唐津海上保安部長
 - 現地訓練本部員 福島地区本部員

6 訓練実施機関（順不同）

- (1) 陸上自衛隊第16普通科連隊
- (2) 海上自衛隊第22航空群
- (3) 第七管区海上保安本部北九州航空基地
- (4) 唐津海上保安部・伊万里海上保安署
- (5) 九州管区警察局長崎県情報通信部
- (6) 長崎県警察本部
- (7) 松浦警察署
- (8) 平戸警察署
- (9) 松浦市
- (10) 松浦市消防本部
- (11) 伊万里・有田消防本部
- (12) 長崎県内消防局・消防本部
- (13) 九州液化瓦斯福島基地株式会社
- (14) 福島国家石油ガス備蓄基地事務所

(15) 長崎県

7 災害の想定

令和6年11月7日(木)午前10時、長崎県北部を震源とする地震が発生し、松浦市では強い揺れ(震度6弱)となった。

第1ステージ

陸上1：地震により低温プロパンタンク(D-101)の上部で作業中の作業員が下肢を負傷し、自力避難できなくなり取り残された。

陸上2：常温タンク(D-203)の付属配管フランジ部からLPガスが漏洩し、火災に至った。隣接の常温タンク(D-103、104)へも火災拡大の恐れがある。

陸上3：低温タンク(KD-201)東側の盛土の法面で土砂崩れが発生し工事関係者20名のうち5名が生き埋めとなっている。また、土砂崩れにより通路が埋まり通行ができなくなっている。

第2ステージ

海上1：余震が発生し、船受け入れAバース付近で点検していた作業員が地震により海中に落下し、行方不明になった。

海上2：停泊していたタンカー内の厨房から出火した。このままではタンカーのLPガスタンクに引火する恐れがある。出火にともない乗員1名が海中転落した。

第3ステージ

陸上1：タンク屋上に取り残されていた作業員は無事救出された。

陸上2：常温タンクの火災はほぼ鎮火した。ガス漏洩もすべて応急処置が施された。

陸上3：工事関係者5名は全員救出され、病院へ搬送された。崩落土砂は撤去され通路の通行は確保された。

海上1：海中に落下した作業員は救出され、病院へ搬送された。

海上2：タンカー内の火災は、タンクに引火することなく鎮火した。乗員1名は救出され病院へ搬送された。

8 訓練項目

(1) 陸上の部

災害対策本部設置・運営訓練
情報収集・伝達訓練
交通規制・緊急交通路確保訓練
広報訓練
被害情報収集・映像配信訓練
負傷者救助・救護訓練
現地本部設置・運営訓練
消火活動訓練

- 陸上自衛隊災害派遣要請訓練
- 消防相互応援隊派遣要請訓練

(2) 海上の部

被災状況調査・船舶航行制限訓練
警戒広報訓練
海中転落者捜索・救出訓練
船舶火災消火訓練

9 訓練実施方法

- (1) 長崎県石油コンビナート等防災訓練本部は、訓練の総括、総合的な連絡調整を実施する。
- (2) 長崎県石油コンビナート等現地訓練本部は、訓練の想定に基づき逐次展示を行い、現地における訓練の総合的な連絡調整及び訓練の効果を把握する。

10 訓練活動上の留意事項

- (1) 訓練に使用する車両は、訓練場内を運行する場合は、原則として指定速度を守り、定められた経路を運行する等安全運転に努めること。
- (2) 訓練活動の実施にあたり、当該機関の現場指揮者等は、あらかじめ定められた訓練時刻割りにより訓練活動を開始するものとし、訓練活動が終了した時は現地本部長に対し、口頭で当該訓練の終了報告を行うこと。
なお、各訓練機関は訓練本部に連絡要員を派遣するとともに、当該要員との通信連絡手段を確保し、訓練の開始、進行状況、終了等を逐次訓練本部に伝達するものとする。
- (3) 各参加機関は訓練活動にあたっては、その所有する資機材を活用し、訓練効果が十分上がるよう努めるとともに、事故防止に万全を期すこと。

11 訓練参加者の服装

- (1) 訓練活動を実施する者の服装は、当該機関において定められた災害時着用の服装によること。
- (2) その他の参加者の服装は制限しないが、努めて作業服装とすること。
- (3) 訓練参加者はヘルメットを着用するものとし、各機関で用意すること。

1.2 その他

(1) 訓練は小雨決行とし、特段の事情がない限り実施する。

中止する場合の気象状況等

強風の場合 12m / s を目途とする。

視界が、航空機の場合は 5 km 以内、船艇の場合は 1 km 以内となった時。

県内に気象警報等が発令され、訓練を実施することに支障があると認められる場合。

中止する場合の協議、連絡等

協議は県基地対策・国民保護課が関係各機関と行うこととする。

中止の決定は遅くとも当日午前 6 時までに各機関に連絡する。

(2) 訓練会場内はすべて禁煙とし、マッチ、ライターの持込みは禁止する。

(3) 構内での遵守事項については、別添資料を参考にしてください。

令和6年度長崎県石油コンビナート等総合防災訓練 訓練全体図

